

令和6年12月26日

沖縄県公文書等の管理に関する条例（仮称）の概要に対する県民意見募集について

沖縄県では、県の行う諸活動の記録が県民の知的資源であることを明確化するとともに、県民の皆様への説明責任を果たし、公文書の管理機能の充実・強化を図るため、沖縄県公文書等の管理に関する条例（仮称）の制定に向け作業を進めているところです。

つきましては、本条例に対する県民の皆様からの幅広い御意見を募集します。

1 募集期間

2024年12月26日（木曜日） から 2025年1月23日（木曜日）

2 資料閲覧場所

- (1) 沖縄県ホームページ（意見募集：パブリックコメント）
- (2) 沖縄県総務部総務私学課（沖縄県庁6階）
- (3) 沖縄県行政情報センター（沖縄県庁2階）
- (4) 沖縄県宮古行政情報センター（沖縄県宮古合同庁舎1階）
- (5) 沖縄県八重山行政情報センター（沖縄県八重山合同庁舎1階）

※(2)から(5)における閲覧は、平日の午前9時から午後5時までとなります。

3 募集内容詳細

(1) 意見の提出方法

電子メール、ファクス及び郵送により受け付けます。

「意見提出用紙」に必要事項を記入の上送信（送付）をお願いします。意見提出用紙は上記「資料の閲覧場所」で入手できます。

(2) 意見の提出先

ア 電子メールの場合 「沖縄県公文書等の管理に関する条例（仮称）に関する意見」とし、「意見提出用紙」を添付の上、次のアドレス宛て送信をお願いします。

aa002003@pref.okinawa.lg.jp

イ 郵送の場合 「意見提出用紙」を次の宛先に発送をお願いします。

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県総務部 総務私学課 文書法規班

ウ ファクスの場合 「意見提出用紙」を次の宛先に送信をお願いします。

ファクス番号：098-866-2079

(3) 意見の提出期限

ご意見の受付は、募集期間最終日の令和7年1月23日（木曜日）までの到着分とさせていただきます。（郵送の場合は、令和7年1月23日（木曜日）の消印有効）

4 意見を提出する際の留意点

- (1) 住所、氏名、連絡先は必ず記載するようお願いします。
- (2) 提出していただいたご意見の内容について、電話、メール等で詳細を確認させていただく場合があります。
- (3) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による意見はお受けできませんので、予めご了承ください。

5 意見の取扱い

- (1) 提出されたご意見は、沖縄県公文書等の管理に関する条例（仮称）の制定を進める際の参考にさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見の概要とご意見に対する県の考え方については、公表を予定しております。ただし、公表することにより個人又は法人の権利等を害する恐れがあるものについては、公表しない場合がございます。
- (3) 御意見を提出された個人又は団体に対して、県から直接の回答は行いませんので、予めご了承ください。